

犯罪被害に遭われた方へ ～廿日市市犯罪被害者等見舞金制度のご案内～

犯罪行為により被害に遭われたご本人、そのご遺族・ご家族が、以下の内容に該当する場合に、廿日市市から見舞金を支給します。

(原則、令和7年4月1日以降に起こった犯罪被害を対象としますが、平成31年4月1日以降に起こった犯罪被害についても対象となる場合があるので、問い合わせてください。)

○ 対象となる犯罪：人の生命または身体を害する罪にあたる行為

※日本国内又は日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われたもの。

■ 見舞金の支給

【遺族見舞金】

30万円 対象：犯罪被害により亡くなられた方のご遺族

【重傷病見舞金】

10万円 対象：犯罪行為により重傷病を負った方

■ 見舞金制度の内容

【対象要件】

- 犯罪行為により亡くなられた方の遺族または重傷病（療養の期間が1か月以上を要する負傷又は疾病）を負った方であること。
- 遺族見舞金については、被害者が亡くなられた時に遺族が廿日市市民であること。
- 重傷病見舞金については、被害者が被害時に廿日市市民であること。
- 警察が被害届を受理していること。
- 犯罪被害者の遺族にあっては、配偶者（事実婚等を含む）または被害者の二親等以内の血族であること。

【支給対象外】

- 犯罪行為時において、加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合 ※ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる等特段の理由があり、市長が支給対象として認めた場合には、この限りでない。
- 暴力団員等である場合
- 見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

■ 申請について

【必要書類】

- 見舞金支給申請書 ● 犯罪被害に関する申立書 ● 住民票（遺族見舞金の場合は死亡時点の申請者の住所、重傷病見舞金の場合は犯罪行為の行われた時点の申請者の住所）
- 遺族と被害者の続柄が確認できる証明書（遺族見舞金の場合）
- 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類（遺族見舞金の場合）
- 負傷又は疾病の状況や1か月以上の療養期間が確認できる診断書（重傷病見舞金の場合）

【申請期限】

犯罪行為による被害の発生を知った日から2年又は被害の発生した日から7年以内

■ 問い合わせ先・申請窓口

廿日市市役所 生活環境部 人権・市民生活課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号 市役所1階

TEL: 0829-30-9136

[受付時間] 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(祝日、休日及び年末年始を除きます。)

■ 見舞金制度Q & A

Q

犯罪被害に遭った者が廿日市市民であれば、そのご遺族やご家族は見舞金支給の対象となりますか？

A

遺族見舞金または重傷病見舞金を実際に支給を受けようとする方が廿日市市民の場に、支給の対象となります。

遺族見舞金であれば被害者の遺族（第1順位遺族）が被害者が亡くなられた時に廿日市市民であること、重傷病見舞金であれば被害者本人が犯罪被害時に廿日市市民であることが条件となります。なお、犯罪被害の場所が廿日市市内であるかどうかは問いません。

Q

犯罪被害の後に廿日市市外へ転居した場合でも見舞い支給品の対象となりますか？

A

遺族見舞金は、被害者が亡くなられた時に被害者の遺族が廿日市市民である場合、重傷病見舞金は、被害者が犯罪被害に遭われたときに廿日市市民であれば、対象となります。

Q

遺族見舞金の対象となる「遺族」とはだれを指すのですか？

A

遺族見舞金の支給を受ける遺族は、廿日市市民である第1順位遺族と定めており、その順位は次のとおりです。

- 1 ①配偶者（事実婚等を含む。）
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。例えば、死亡した犯罪被害者に①配偶者及び②子がない場合は、③父母が第一順位となります。

第1順位遺族となる者が複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか一人を代表者として定めます。

なお、これに関わらず遺族間で協議を行い、第1順位遺族以外の者を代表者として決定した場合は、当該代表者に遺族見舞金を支給することもできます。

Q

具体的にどのような犯罪行為が対象となりますか？

A

人の生命・身体を害する、刑法に規定する犯罪で、主なものとして殺人、傷害、性犯罪等が該当します。特殊詐欺や窃盗等の「財産に対する被害」、またはインターネットやSNS等における誹謗中傷などの「名誉に対する被害」などの被害者は対象となりません。

また、この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害は、支給の対象となりません。（危険運転致死傷罪等は対象）

なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q

犯罪被害であれば、どのような場合でも見舞金支給の対象となりますか？

A

犯罪被害であっても、次の場合には対象とならないことがあります。

○犯罪行為が行われた時において、加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合

○犯罪被害者又は見舞金の支給を受ける者に、当該犯罪行為を教唆し、若しくはほう助する行為、過度の暴力若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為、又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為がかった場合

○犯罪被害者又は見舞金を受ける者が、暴力団員等である場合

○他の地方公共団体から見舞金と同種の金銭給付を受けている場合

○その他見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合